

○鳥取県立博物館所蔵文書

鳥取市東町二丁目一二四

「東郷八幡宮古文書」

一一 河村郡東郷新八幡宮社領寄進状写

(尼子晴久カ)

(花押影)

伯州東郷之内新八幡、毎月御神楽料御寄進田地坪付之事、

壹段 三ツいし

壹段 八反田

壹段 かた山

以上参段

右米銭共二被付置候、毎月廿三日御神楽可被行事簡要也、

湯浅市介

久義判

(一五四七)

天文十六年

正月廿五日

東郷新八幡社人

(注) 八反田・かた山はともに小鹿谷地内の地名である。
三ツいしは不明。

一二 河村郡東郷新八幡宮社領寄進状写

(八橋郡) (郷) (散)

たう口八はしこほり古布のかう国久さん田のうちよ

(東郷) (天文元年) (息災)

り、式反とうかう新八幡宮へミつのへ辰の御としそく

(立願) (子細) (末)

さい御りうくわんの志さい候て、まつ代御きしんなさ

(代) (を力)

れ候、本米六斗五せうあてしろ口式反に三百三十五

(分)

文、たたし、公事せんとともにこのふんにて、この田地

(諸役) (向後) (負)

ニおあて、しよくなとあるましく候、きやこう御を

(無) (祈念 肝要)

いな具おほせつけられ、いよいよ御きねんかんように

(以後) (印判)

て候、いこのために御いんはんをすへられ候ものなり、

(元龜) (一五七〇)

けんき元

十二月十三日 (局)

つほね

東郷新八幡宮

のりくふのへ

まいる

(表書) とあり、

東郷しん八幡宮え御きしん状

一三 吉川元春・元長連署禁制写

制札

東郷

八幡宮

右甲乙人等濫妨狼籍并竹木採用之事、堅加制止畢、若
於有違犯之族者、可処嚴科者也、仍下知如件、

(一五八三)

天正拾一年三月十一日

駿河守(花押影)

治部少輔(花押影)

一四 河村郡小鹿谷八幡宮社領寄進状写

小鹿谷八幡為神領高五石御寄進候間、神主居屋敷手

(ママ)

作之内を以可被引取候、得一様方へ渡り候高之扣也、

村田市兵衛(花押影)

道家長右衛門(花押影)

石川茂兵衛(花押影)

三田 善八(花押影)

右之

神主九郎右衛門

殿まいる

(注) 日吉津村日吉津蚊屋島神社所蔵文書によれば、慶長六年と推定される(『鳥取県史』8 近世資料二号文書参照)。

一五 河村郡八幡宮領寄進状写

(衛) (幡)

従前之山田五郎兵へ殿如仕置、八満殿へ高廿石末代

(寄) (ママ)

御祈進可被成候間、能々御祈念堪用事候、仍御祈進状
如件、

(一六一五)

元和元霜月三日

黒権右衛門尉

頼□判

祭新左衛門

頼□判

神主殿

参

一六 河村郡小鹿谷村八幡宮領安堵状写

定遣小鹿村之内八幡領之事

但、六ツ成

一、高五石毛付 神主与七良かた分

此徳米参石也外二夫米・口米有之

右之通ニて被遣□□相違有之間敷候間、来霜月廿日
以前ニ令皆済可仕者也、

右之田畠之見付之割

但、壹反ニ付壹石六斗ノ見付

一、□中田参段壹畝四步 但、三ヶ所之分

右之有米四石九斗七升五合九勺

此内壹石九斗九升三勺 神主取

貳石九斗五合五勺 此方之取

但、中畠高壹石貳升六

畠徳米合参斗八合

合八勺居屋敷畠少有、

貳口有米合三石貳斗九升三合

右之内三石は本高二六ツ成之分

□ノ貳斗九升三合 任若社領御立無之候者、此通
なし可被申者也、

(一六一七)

元和三年

片山孫左衛門判

十月十一日

大原与兵衛判

伊木権兵衛判

中西又右衛門判

本須勘右衛門判

与七郎とのへ

一七 河村郡小鹿谷村八幡宮社領安堵状与

伯耆国河村郡小鹿谷村内高五石九斗七升四合為社領御
寄進之候、永代可有收納者也、仍如件、

(一六三三)

寛永十年

十一月廿八日

乾兵部太輔直幾判

和田飛驒守判

荒尾志摩守判

荒尾内匠助判

八幡宮神主